

# 入札公告

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札（以下「入札」という）を実施する。

令和8年4月20日

取組主体： 有限会社ナカダ  
代表取締役 中田 行彦

## 1 入札に付する事項

- (1) 発注者 有限会社ナカダ 代表取締役 中田 行彦
- (2) 工事名 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（施設整備事業）  
有限会社ナカダ養豚施設建設工事
- (3) 工事場所 田原市大草町地内
- (4) 工期 1期：契約日の翌日から令和9年2月28日まで  
2期：令和9年4月1日(予定)から令和10年2月29日まで  
(工期2期については確定次第連絡します。)
- (5) 工事の概要 1期：交配ストール舎 764.40 m<sup>2</sup>、分娩舎（出荷台含む） 1589.20 m<sup>2</sup>、  
①移動通路（豚用） 7.68 m<sup>2</sup>、②移動通路（豚用） 8.32 m<sup>2</sup>、  
管理舎 39.40 m<sup>2</sup>、搬出場（堆肥置場） 46.20 m<sup>2</sup>、残渣置場（汚泥用）  
17.28 m<sup>2</sup>、機械置場（ブロー機用） 5.04 m<sup>2</sup>、集糞場 20.40 m<sup>2</sup>  
2期：群飼・妊娠舎 811.80 m<sup>2</sup>、③移動通路（豚用） 4.32 m<sup>2</sup>、④移動通路  
（豚用） 4.68 m<sup>2</sup>、離乳舎 778.80 m<sup>2</sup>、⑤移動通路（豚用） 4.32 m<sup>2</sup>
- (6) 施工監理 鈴木設計1級建築士事務所 1級建築士 鈴木強
- (7) 本件工事の入札は、開札後に落札決定を保留し、入札参加資格の確認後に落札決定を行う事後審査型の入札とする。

## 2 入札参加資格に関する事項

- (1) 本件工事の入札に参加することができる者は、次に掲げるすべての条件を満たさなければならない。
  - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
  - ウ 事後審査型条件付一般競争入札参加申込書（様式第1号）（以下「参加申込書」という。）の提出日から本件工事の落札決定までの間、農林水産省の機関、愛知県及び田原市から指名停止措置を受けていないこと。

エ 参加申込書の提出日から本件工事の落札決定までの間、「田原市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 23 年 3 月 1 日田原市長・田原市教育委員会教育長・愛知県警田原警察署長が締結した合意書）に基づく排除措置を受けていないこと。

オ 国税、県税及び市税の滞納がないこと。

カ 本工事の契約を締結する本店、支店又は営業所を愛知県内に有し、当該本店、支店又は営業所で建築工事を営んでいること。

ただし、支店又は営業所にあつては当該支店又は営業所に契約締結の権限を委託された代理人を置いている者に限る。

キ 建設業法第 3 条の規定により、建築工事業について特定建設業の許可を受けていること。

ク 平成 25 年 4 月 1 日以降に、畜産関係施設建築工事を元請として県内に施工した実績を有すること。

ケ 次に掲げるいずれにも該当する建設業法第 26 条に定める監理技術者を本件工事に配置できること。

(ア) 一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有し、かつ建築工事業に係る監理技術者資格証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

(イ) 参加申込書の提出日以前に 3 ヶ月以上の恒常的な雇用関係にある者であること。ただし、合併、営業譲渡又は会社分割による所属会社の変更があつた場合、緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については、3 ヶ月に満たない場合であっても恒常的な雇用関係にある者とみなす。

### 3 入札に関する資料等の配布

(1) 本件工事の設計図書は下記のとおり配布する。

ア 配布場所

〒441-3492 田原市田原町南番場 30 番地 1

田原市役所農林水産部農政課内（北庁舎 1 階）

田原市畜産クラスター協議会事務局（担当：岩見・河合）

電話 0531-27-7275 電子メール noseishinko@city.tahara.aichi.jp

イ 配布期間

令和 8 年 4 月 20 日（月）から令和 8 年 5 月 1 日（金）まで

（日曜日、土曜日及び国民の休日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）

ウ 配布時間

午前 9 時から午後 4 時 30 分まで（正午から午後 1 時までを除く）

### 4 本公告及び設計図書に対する質疑および回答

(1) 本公告及び設計図書に対する質疑があるときは、次に定めるところにより書面（任意様式。ただし有限会社ナカダ宛とし、代表名によるもの）を 3（1）アに電子メールにより提

出すこと。なお、電子メール送信後、電話にて受信確認を行うこと。

ア 受付期間

令和 8 年 4 月 20 日（月）から令和 8 年 5 月 1 日（金）まで

（日曜日、水曜日、土曜日及び国民の休日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）

イ 受付時間

午前 9 時から午後 4 時 30 分まで（正午から午後 1 時までを除く）

ただし、令和 8 年 5 月 1 日（金）のみ正午までとする。

(2) 上記の質問に関する回答は、次のとおりに閲覧に供する。

ア 閲覧場所

田原市ホームページにて「質疑回答書」として掲載する。

イ 閲覧期間

令和 8 年 5 月 7 日（木）から令和 8 年 5 月 8 日（金）まで

## 5 入札参加の申し込み

(1) 本件入札に参加しようとする者は、「事後審査型条件付一般競争入札参加申込書（様式第 1 号）」を 3（1）アに郵送（書留郵便に限る）又は持参すること。

ア 受付期間

令和 8 年 4 月 20 日（月）から令和 8 年 5 月 1 日（金）まで

（日曜日、水曜日、土曜日及び国民の休日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）

イ 受付時間

午前 9 時から午後 4 時 30 分まで（正午から午後 1 時までを除く）

(2) 期限までに参加申込書を提出していない者は入札に参加することはできない。

## 6 入札方法等

(1) 開札日時

令和 8 年 5 月 8 日 午前 10 時

(2) 開札執行場所

〒441-3492 田原市田原町南番場 30 番地 1

田原市役所 302 会議室（北庁舎 3 階）

(3) 入札書等

ア 入札当日は、「入札書（様式第 2 号）」に必要事項を記入し、封筒に封入して持参すること。

イ 封筒表面には「工事名」、「工事場所」、「開札日時」を記入し、封筒裏面には入札者の「所在地又は住所」、「商号又は名称」を記入すること。

ウ 封筒は、別紙 1 のとおり使用印により封印すること。（別紙参照）

エ 代理人による入札を行う者は、入札前に委任状（様式第 3 号）を提出しなければならない

い。

(4) その他

- ア 予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度の入札をすることがある。この場合における入札の回数は初回を合わせて2回を限度とする。
- イ 予定価格の範囲内で入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。
- ウ 落札候補者の選定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札候補者決定価格とするため、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- エ 入札参加者は、入札書を提出するまでは、いつでも入札を辞退することができる。入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。
  - (1) 入札執行前にあつては、入札辞退届（様式第4号）による入札辞退届を3（1）アに直接持参して行う。
  - (2) 入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

7 落札者の決定方法

- (1) 落札候補者の入札参加資格要件を審査し、当該要件を満たしていることが確認できた場合に、当該落札者とする。
- (2) 落札候補者は、開札日の翌日から起算して2日以内（日曜日、土曜日及び休日を除く）に、事後審査に必要な次に掲げる書類（以下「事後資料」という。）を(ア)から順に並べ、袋とじ、割り印の上、持参により提出しなければならない。

ア 提出場所

3（1）アに同じ

イ 提出部数

1部

ウ 提出書類

- (ア) 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書（様式第5号）
- (イ) 履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書
- (ウ) 本工事に配置する予定の技術者について、所定の資格を有することを証明する書類の写し。
- (エ) 配置予定技術者の健康保険被保険者証の写し
- (オ) 国税、県税及び市税の滞納がないことを証明する書類
- (カ) 2（1）クに示した受注実績を証明する書類
- (キ) 契約に係る指名停止に関する申立書（様式第6号）
- (ク) 不当事項と指摘された工事等への関係の有無に係る申立書（様式第7号）

## エ その他

(ア) 提出書類に係る費用は、提出者の負担とする。

(イ) 提出された書類は申請者に返還しない。また、原則として公表せず、無断で使用することはしないものとする。

(3) 落札候補者の事後審査の結果、入札者資格を有しないことが判明した場合は、適格者が確認できるまで、次順位の者を新たな落札候補者として事後審査を行うものとする。この場合は(2)中「開札日」とあるのは、「上位の落札候補者の審査が終了した日」と読み替えるものとする。

(4) 事後審査において入札参加資格がないと認められた者は、その理由の説明を求めることができる。説明を求めるときは、事後審査型制限付一般競争入札参加資格不適格通知書の通知を受けた日から起算して2日(日曜日、土曜日及び休日を除く)以内に、その旨を記載した書面を郵送又は持参により提出しなければならない。

理由は、説明を求められた日から5日以内に書面で回答する。

## 8 入札保証金

入札保証金については免除する。

## 9 入札の無効

(1) 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 入札参加者の資格を有しない者のした入札

イ 所定の日時まで所定の場所に到達しない入札

ウ 入札に際して談合等による不正行為があった入札

エ 同一事項の入札に対し、2以上の意思表示をした入札

オ 記名及び押印のない入札

カ 入札書の記載事項が確認できない入札

キ 予定価格の制限の範囲を超えた価格の入札、業務内訳書の提出のない入札及び業務内訳書により算定した金額と異なる金額の入札

(2) 本公告に示す入札参加資格のない者が行った入札、事後資料等に虚偽の記載をした者が行った入札及び不当と認める行為があった者による入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

なお、落札決定時において2に掲げる資格のない者は、入札参加資格のない者に該当する。

## 10 契約締結までの取り扱い

契約を締結するまでの間に、落札者が農林水産省の機関、愛知県及び田原市から指名停止措置の要件に該当することが明らかとなった場合、又は合意書に基づく排除措置の対象となる法人等のいずれかに該当することが明らかとなった場合は、契約を締結しないことがある。この場合、発注者

は一切の損害賠償の責を負わない。

11 契約書作成の要否

要（発注者との契約）

12 契約保証金

契約保証金については、契約時に双方協議のうえ免除することができるものとする。

13 支払い条件

契約時、双方協議の上、決定する。

13 不正行為に関する措置

本件入札に関し、談合、贈賄等の不正な事実が明らかとなったときには、損害賠償を請求する。また、損害賠償の請求に合わせて本件契約を解除することがある。

14 その他

(1) 入札参加者は、本公告を熟読し、公正かつ適切に入札すること。

(2) 事後資料等の記載内容が不明確で本件工事の入札参加資格を確認できない場合には説明を求めることがある。

(3) 現場説明会は実施しない。

(4) 配置予定の主任（監理）技術者について

ア 配置予定技術者は2名まで記載可とする。

イ 落札者は、事後資料に記載した配置予定の技術者のうち1名を当該工事の現場に配置すること。

ウ 実際の工事にあたって、事後資料に記載した配置予定の主任（監理）技術者を変更できるのは、病休、死亡、退職等の場合に限る。これ以外の理由により、事後資料に記載した配置予定の主任（監理）技術者が本件工事に配置できないこととなった場合には、契約を締結しないこと及び契約を解除することがある。この場合は一切の損害賠償の責を負わない。

(5) 7（2）ウ(イ)の「履歴事項全部証明書」又は「現在事項全部証明書」は、発効日が令和8年4月1日以降のものに限る。

別紙（封筒）

（表）

有限会社ナカダ 代表取締役 中田 行彦 殿

工事名 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（施設整備事業）

有限会社ナカダ養豚施設建設工事

工事場所 田原市大草町地内

見 積 書 在 中

（裏）

印

印

印

入 札 者 住 所

氏 名

（名称及び代表者氏名）

印